

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	乙女浜 (乙女浜町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後、認定農家等が引き受ける意向のある農地面積よりも後継者不在の農地面積が多くあり新たな農地の受け手の確保が必要。地主の同意を得て集約化をはかっていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米作を主要作物としつつ転作については、麦、大豆を生産しており、水田においては段階的に団地化を形成する。将来的には地域内で形成された法人化に移行。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	108.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	108.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
耕作者、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大をはかる。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構については地主の意向を確認しつつ集約(団地)化を進めていく
(3) 基盤整備事業への取組方針
将来予定されている土地改良事業に合わせて基盤整備事業を行っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
とりあえずは現状維持である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②環境こだわり農産物栽培の取組とJAが指定する肥料等の使用。				